

総合区素案に関する住民説明会

《福島区》

■日 時：平成29年12月22日(金) 19:00～21:06

■場 所：福島区役所

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会の方を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者の方をご紹介します。

福島区長の大谷でございます。

(大谷福島区長)

皆さん、こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局の方をご紹介します。

副首都推進局局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の大下でございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

こんばんは。よろしくお願いします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます、同じく副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして大谷福島区長の方よりご挨拶の方を申し上げます。

(大谷福島区長)

改めまして、皆さん、こんばんは。福島区長の大谷でございます。

平素より区政各般にわたりましてご理解、ご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、本日は、師走のお忙しい中、平日の遅い時間にもかかわらず、総合区素案に関する説明会にお越しいただき、まことにありがとうございます。

この総合区素案は、これからの区のあり方に関する重要な内容となっており、区民の皆

様の行政サービスの提供にも密接にかかわりを持つものでございます。この後、素案を取りまとめた副首都推進局より説明させていただきますが、何分、制度説明でございますので専門用語、行政用語なども出てまいります。ご不明な点につきましてはご遠慮なくご質問いただきまして、総合区素案に対するご理解を深めていただけますように、よろしくお願い申し上げます。

（司会）

続きまして、副首都推進局局長の手向の方より、本説明会の開催趣旨について少しお時間を頂戴して申し上げさせていただきます。

（手向副首都推進局長）

この説明会を担当させてもらっております副首都推進局という組織の局長の手向でございます。

きょうは、12月の平日ではありますけども、大変寒い中、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

まず、説明会の、事務方の説明を始める前に、きょうの会の開催趣旨について簡単に説明させていただきます。

ちょうど去年8月から半年ぐらいかけて24区に、新たな大都市制度について市民の皆様から意見をお聞きしたいということで、当時は吉村市長と松井知事、お二人にも出席していただいて、意見募集・説明会という形で半年かけて回らせていただきました。その時には、吉村市長から、なぜ今このような大都市制度改革に取り組むことになっているのかということについて、スライドとかを用いながら当時説明させてもらったところです。

きょうも、後程出てくる資料の中には、こういう制度改革をしている背景ということについては簡単に説明させてもらっておりますが、私からもちょっと簡単に触れさせていただきますと、今の大阪を取り巻く現状として、一つは長期にわたって大阪の経済活動というのが全国に占める割合というのがどんどん落ちてきていると、大阪のシェアというのがどんどん落ちてきているというのが1点あります。それから2点目は、皆さんもご存じのように人口がこれからは減少していく、人口減少していく中で超高齢化社会が到来すると、特に日本の3大都市圏の中でも、東京と愛知と大阪、その中で見ますと大阪がそういう人口減少に一番早く直面する状況になっていると。当然、人口等減少してきますと税収とかも限られてきますし、行財政運営も大変厳しい状況になってくるということでございます。3点目が、地方分権改革というのが大分前から言われてる訳ですけども、これがなかなか進んでいないと。道州制の話もそうですし、国から地方への権限移譲といったことについても道半ばといった状況にあります。

そういう中でもこの大阪を成長させて発展させていくと、そのことによって税収の確保、あるいはその税収による住民サービスを維持して、あるいは拡充していく必要性、雇用確保を図る、それがひいては市民の皆様の利便性、生活の向上につながるということで、そういう取り組みをしていかなければならないということで、今、吉村市長と松井知事のもとでは、東京一極集中を是正して、この大阪を東京と並ぶ東西二極の一極になるような都市をめざす、副首都・大阪を実現するということをめざした取り組みをしておるところで

ございます。

そういう副首都・大阪というのをつくっていく場合に、大都市制度、行政組織、この行政機構はどのような形のものが果たしてよいのかということで、今、現在の大都市制度について二つ課題があると言われております。一つは住民自治を今以上に拡充していくと。これは、できるだけ市民の皆様身近なサービスについては市民に近いところで決定できるような仕組みをつくっていくということが一つ。もう一つは、二重行政の解消ということで、大阪の場合は大阪市と大阪府が同等の権能を持って重なる部分もあるということで、こういう部分を解消していくことによって効率的・効果的な体制をつくっていく必要があるということです。

この二つの課題を解消していくための今の法制度での対応可能な仕組みとして、一つがきょうご説明する大阪市という枠組みを維持したままで制度改革を行う総合区制度があります。もう一つは、2年前に住民投票がありましたけども、大阪市そのものを廃止して身近な行政体として特別区を複数設ける特別区制度、この二つがあるということになります。

きょうのところは、まず総合区制度の方の行政としての素案を取りまとめましたので、その素案の内容について区民・市民の皆様にもまずご説明して、内容についてよくご理解いただけるようにしていきたいということで会議の方を開催させていただいてます。

ただ、きょうはまだ素案ということでして、実は、議会、大阪市会でも、これはまだ議論が並行中のものです。ですから、議会の議論次第によって、内容について一部修正なり追加なりされるという要素が含まれたものであるということについてはご了解いただきたいと思っております。

もう一つ、先程言いました、総合区と特別区と言いました特別区制度の方は、これは大阪市会と大阪府議会で議決を得まして大都市制度協議会というのをつくっておきまして、今現在はそこで特別区の制度について議論を始めてるところでございます。そちらの方はまだまとまってる段階ではありません。

この二つの制度を最終的には住民の皆様にご判断いただけるようにしていきたいというのが、今、吉村市長の考え方でございまして、私どもとして、総合区制度と特別区制度、二つの制度について取りまとめていきたいと考えております。

きょうは総合区制度の説明会ということで、これから制度の説明させていただきますけれども、何分、最初区長からのご挨拶でありましたように、行政の仕組みの話ですので、非常に理解しにくいところもあるかと思っておりますので、説明の方はちょっと時間は長く、1時間ぐらいにわたりますけれども、丁寧にゆっくり説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私の方から簡単にご説明の方をさせていただきます。

まず、入口でお渡しいたしましたお手元の資料、「総合区素案に関する住民説明会資料」、この資料に沿いまして、1時間強になりますけれども、事務局の方よりご説明させていただきます。

その後、皆様方から説明内容に対するご質問の方をお受けしたいと存じます。

なお、あわせて、お手元の方に、アンケート用紙の方も受付で配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、ご記入の方をよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明の方に移らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の天下の方よりご説明申し上げさせていただきます。

(天下副首都推進局制度調整担当部長)

本日、この総合区素案の説明を担当させていただきます制度調整担当部長の天下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の方ですけども、受付の方でお渡しさせていただきましたこの白い冊子の「総合区素案に関する住民説明会資料」、これに沿ってさせていただきます。

恐れ入りますが、着席をさせていただきます。

まず、この資料の位置づけなどについて説明いたします。

資料の表紙のところをごらんください。下の囲みのところに3点程書いておりますけども、先程の局長の方からの説明とも重複いたしますけども、この資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、この説明会用の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして、必要に応じて追加や修正がされることになります。

また、総合区とは別に特別区につきましても、現在、制度設計についての議論や検討が進められております。最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、資料の方をめくっていただきまして、1ページから2ページにかけまして見開きになっております「総合区設置後のイメージ」と書いたところをごらんください。見開きの左側ですけども、現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側、現在の大阪市は市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は、保健医療、福祉、教育など大阪市全体を見通した政策を部門ごとに担う組織であり、保健医療施策であれば健康局、社会福祉の関係であれば福祉局といったように、現在、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして区役所は、地域ごとの仕事を担う組織として現在の24の行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働や窓口サービスなどの業務を担っています。

見開きの左側のページでは、総合区が設置されることでそれがどう変わるかをお示ししています。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページ中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、これは区によって異なりますけども、一つの総合区ごとに2カ所から4カ所の地域自治区事務所を設置します。

総合区設置後によって主に何が変わるかについては、左側のページの上、局のところから右側の中程へ向けた矢印のところをごらんください。「住民の皆さんに身近なサービス

を局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますけども、右側の8総合区の下に記載している保育所の運営・設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらの仕事は現在は大阪市全体の施策を担う局の方で行っておりますが、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることとなります。

一方で、左のページの24区役所が担っている仕事はもともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の24の地域自治区事務所の下に丸印で記載しております、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどの仕事は現在の24区単位でそのまま行うこととなります。

また、その右横の「地域の実情に応じた施策の実現」と記載した枠囲みのところには、住民の多様なニーズを把握、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備、住民の意見をくみ取った施策を実行するため市長への意見を具申と記載しておりますが、これらのことは、総合区を設置することによって、住民の皆様の身近なサービスについては今よりも身近な地域において判断できるようにしていく、そしてそれぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して総合区において施策を決定できるよう、必要な組織や予算の仕組みなどを整備していくということをあらわしております。

それから、同じページの上のところ、総合区設置後の市長の横のところに、括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

総合区設置によって何が変わるかといったことにつきまして、大まかなイメージを申し上げましたが、詳しくは、この後それぞれの項目のところで説明いたします。

3ページをお開きください。

目次でございますが、本日は総合区素案の内容といたしまして、ここに記載しております1から12の項目、それと各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料でお示ししておりますコスト、組織、予算などの数値は今後の精査によって変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえまして取りまとめていく予定となっております。

4ページです。

「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」のところをごらんください。

大阪市では、現在大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、考え方を示したものがこのページと次の5ページになります。

まず、一番上の「大都市・大阪が抱える課題」から説明します。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであることや、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略というのは産業振興ですとか人材育成などにより経済成長などをめざす大阪府、大阪市共通の長期的な方針のことでございますけども、これにより経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に

歯どめをかけるに至っていないこと、また、中央集権型システムから分権型の仕組みへ転換する必要がありますが、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、中程の記載のところですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについてということで、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていること。そして、このことにより、矢印の下のところですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、また、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということで、一番下のところになりますが、これらの実現に向けては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であることを示しています。

次に、5 ページでございます。「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところをごらんください。

ここに示していますように、広域機能の強化、それと基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度改革が必要と考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明します。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能は、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、広域機能の一部も担っているというのが現状でございます。よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」のところの広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表のところでは示しておりますように、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の二つの制度の検討を進めています。

この表のうち、基礎自治機能については、表の左側になりますが、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとに行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。

一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止して新たな基礎自治体として特別区が設置されます。また、それぞれの区において選挙により選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントしていきます。

また、その下の広域機能については、総合区制度では、先程説明した現在と同じ仕組み

である、指定都市都道府県調整会議において知事と市長が協議・調整をして方針を決定することを、一方の特別区制度では、大阪府に一元化し、大阪府知事が方針決定をするということをお示ししています。

以上、ここまでが、大阪における大都市制度改革と、総合区・特別区のそれぞれの制度の違いについての説明となります。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」について説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下、左側の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管し、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が市長に直接意見を言える予算意見具申権といった権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議や地域協議会の設置など住民の方の意見を反映するための仕組みを構築していくこととしております。

右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてですが、中之島の本庁舎などにある局と総合区の役割分担を明確にした上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性、この二つのバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するのかということをございますけども、右下の枠の「総合区の区数」のところをごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定まとまった規模の人口が必要となります。その下には「体制整備に必要なコストを抑制します」というふうに記載しております。これはどういうことかと申しますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要があります。その際、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散して行うとなりますと、仮に24区に分散する場合には今の1カ所でやっている仕事を24カ所で行うこととなりますので、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があり、大変非効率となってしまいます。このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示ししております。

また、左側の「総合区の仕事」の欄に「一般市が行う仕事をベースにしながら」と書いておりますけども、一般市というのは近隣の自治体で申しますと松原市とか門真市といったような市町村になるんですけども、こういった自治体が行っている仕事のうち、住民の身近なものについては、大阪市では中之島の市役所でなく各総合区が行っていくということをあらわしております。

こういった考え方により、下段のところに記載のように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市全体の職員を増やさずに現

行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、24区から8区への合区が必要であるということをお示ししております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

以上、ここまでが、総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区数についての説明となります。

7 ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき作成いたしました。まず、①として、各総合区における将来人口につきまして、これは平成47年でございますが、30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする、次に、②として、地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできるだけ活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上五つの視点に基づいて作成したものでございます。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置を示しています。なお、この資料でお示しております、第一区から第八区ということで区名をつけておりますけれども、これは仮称でございます。北に位置する区から順番に番号をつけたものでございます。

本日伺っております福島区につきましては、港区、此花区、西淀川区と、それとこの福島区を含めた4区を合区する区割りとなっており、これは仮の名称でございますが、第三区というふうにしております。

8 ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、現在の区役所庁舎から選ぶこととしております。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。これらの条件に照らしまして、現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎の面積が新しい体制で必要となる面積を満たしているかどうかの状況ですとか、あるいは近隣の市有施設の状況なども勘案し、総合区役所となる庁舎を選定しております。

その結果として、ページの中程、選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第三区はこの福島区役所、第四区は城東区役所、第五区は西区役所、第六区は天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区が平野区役所としております。

なお、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴いまして、総合区役所の位置は変更する可能性がございます。

また、その下の枠囲みのところには、繰り返しの説明になりますけれども、現在各区役所で行っている窓口サービスなどの業務については、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して行いますので、住民の皆さんの利便性はこれまでどおり維持される旨を記載しております。

次に、その下のところ、区の名称について説明いたします。区の名称でございますが、

方位・地勢などを考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方として、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わるといった区も出てくるものと思われます。これにより住居表示が変更される可能性もございますが、その際には住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上です。

次に、9ページと10ページ、「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えて、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うことになります。なお、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示すように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに、総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つある枠囲みの上段の方ですけども、市全体の観点で実施する主な仕事として条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁などで各局が実施することとしています。

また、左側の二つ目の枠囲みには、局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示しておりますけども、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側になります、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお示ししています。

恐れ入ります、再び図の左側をごらんください。下半分のところ、現在、24行政区で実施している主な仕事としては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援や地域防犯対策、地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口業務である住民の皆さんへの直接サービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24の地域自治区におきましてこれまでどおり実施することとしています。また、児童手当の現況届の送付・受理といったいわゆる役所の内部で行える事務処理関係の仕事については、総合区としての政策・企画

の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、八つの総合区に集約して実施することとしています。

10ページの方をごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

このページでは、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるものと考えております。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可などの仕事を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に記載の通り、待機児童の解消に向けて、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線枠囲みで記載している保育所の入所決定や保育料の徴収、こういった仕事につきましては現在既に区役所で実施している仕事であり、これらは総合区になりましても引き続き区で実施するということを示しています。

次に、福祉ですが、老人福祉センターの運営ですとか、生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営であれば、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備では、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しております。

次に、一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域ニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページの方をお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と多少重なるところもございますが、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししています。ページの上段のイラストは現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージを示しています。

イメージの①ですが、保育所の設置・認可について示しています。上の図をごらんくだ

さい。現在、保育所の設置・認可の大まかな事務の流れといたしましては、保育所の数など①で整備計画を策定し、その次に保育所の開設場所などの地域の決定のための②の地域調整を行い、そして③事業者の決定を行った後、開園ということになります。

こうした事務の流れの中で、現在、区役所では②の地域調整の部分を担っていますが、下の図をごらんください、総合区設置後には、点線の枠内に記載の通り、市役所で実施している①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などについての募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかといった効果をお示ししています。

なお、真ん中、太い矢印の右下のところに括弧書きで記載しておりますけども、これも繰り返しになりますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。

イメージの②ですが、道路・公園の維持管理についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合に、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは現在局であるため、区役所に対して相談や要望をいただいた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模公園などについて、現在局で実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながらきめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果を示しています。

13ページをお開きください。

イメージ③ですが、放置自転車対策について示しています。まず、上の図の方ですけども、現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいといったような住民の皆さんからの要望に対して実際に対応いたしますのは、これも先程の道路の維持管理と同じく工営所ということになりますけども、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要となります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、地域の実情やニーズを踏まえながら、例えば放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果を示しています。

次の14ページをごらんください。

イメージの④ではスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。上の図の方ですけども、現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を

長くしてほしいとかトイレを新しくしてほしいといった要望に対しましては、担当局において24区にある体育館などの施設を一まとめにした上で、個々の地域の実情というよりも、大阪市全体の観点で優先順位を決定して対応しているという状況でございますけども、総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設などに関する相談の受け付けから対応に至るまでの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供していけるのではないかといった効果を示しています。

15ページをお開きください。

イメージの⑤ですが、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実について要望などを区役所でお聞きしましても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、関係局へ要望や調整を行いまして、その事業を担当する局の方で事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんの要望に十分対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合的に調整・検討して、総合区長が判断できるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるのではないかといった効果をお示ししています。

以上、この15ページまでが、総合区設置に伴い主な分野ごとで期待される具体的な効果についての説明ということになります。

16ページの方をごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区するとしておりますが、一方で、住民の皆さんにはこれまで育んできた今の地域のコミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき区政運営に反映させていくため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の枠囲みには総合区政会議の内容を示しています。総合区政会議は、区域内の施策や事業について立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。その下の地域自治区・地域協議会は、現在の24区単位、福島であれば福島区という今のこの地域の区域の単位で設置されます。また、地域自治区の事務所が行う事務としては、現在、福島区役所や保健福祉センターで行っている窓口サービスを、今の区役所の場所でそのまま継続して実施していきます。さらに、地域協議会は、地域自治区、すなわち現在の福島区の区域内で実施する大阪市の事務などに関して、市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができます。また、地域協議会から出された意見に対しては、市長

や総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージを図にしてお示ししております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上でございます。

17ページをお開き願います。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。

ページの上段にお示ししていますように、総合区の組織体制については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービス、これを総合区で提供していけるようにしていくための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化、これらを実現するために主に三つの体制整備を行うこととしております。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違いまして副市長と同じ特別職になりますことから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにしていくというのがその趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のための部長級による部制の導入です。先程ご説明させていただきましたが、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されます。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、窓口サービスなどの住民の皆さんの利便性確保のための地域自治区事務所の体制整備です。ページの下段では、こうした考え方を踏まえまして、総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。

総合区役所は、先程の総合区役所庁舎の位置のところでも申し上げましたが、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24区の区役所庁舎を活用して設置いたします。ですので、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、それぞれの総合区役所の中に設置されることになります。

仮の名称で第三区となっております福島区役所の場合で申し上げますと、この福島区役所が総合区役所ということになり、同じこの庁舎の中に福島区民の方に対する窓口業務や地域の活動支援などの仕事を行う地域自治区事務所もあわせて設置されるということになります。

また、総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、総合区役所では総合区全体の施策を推進するとともに、総合区内に設置される地域自治区事務所、この三区で申しますと福島、港、此花、西淀川、この四つの地域自治区事務所をということになりますけれども、これらを統括する役割を担います。そのための組織として、イメージとしてお示ししていますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、その下には総務企画部、区民部、こども・保健福祉部といった部署を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担いますことから、そのための組織体制として、イメージ図の一番下のところですが、地域自治区事務所には地域活動支援部

門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定していくことになります。

18ページの方をごらんください。

上段の「職員配置（イメージ）」についてでございます。仕事を局から総合区に移すのに伴い職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大体のイメージとしてお示ししたものでございます。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載しているところの図のところですが、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の図では、局で9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容と移管される職員数を示しています。現在局の所管である工営所、公園事務所、保育所などが事業所ごとそのまま総合区へ移管されますが、これらの事業所以外では事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。このように、総合区の組織体制については、大阪市全体としての職員を増やすことなく、概ね現行の職員数の範囲内で整備ができるものと見込んでおります。

ページの下半分、（参考）と記した表の方でございますけども、表の左端上段の「①総合区役所」の欄のところでは、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。

この表の見方でございますけども、例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区1区当たりの平均職員数としては74人の職員配置を見込んでおり、これらの部署で行う業務としては、総合区内の職員の人事や広報といった総務関係の仕事ですとか、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくりなどを担当するといったことをお示ししています。また、表の下段の「②地域自治区事務所」の欄のところには、総合区役所庁舎とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務の内容について同様にお示ししたものでございます。

以上、17ページから18ページにかけてが、総合区の組織体制についての説明となります。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明します。

予算の仕組みにつきましては、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築することと、もう一つは総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築すること、こういった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、いわゆるお金の管理でございますけども、これを発揮できる仕組みとしてまいります。まず、総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

もう少し具体的に説明いたします。まず、真ん中の枠囲みのところ、「①総合区長が直

接マネジメントできる財源の充実」のところでございますけども、先に20ページの一番上のところに記載しております「総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージ」と書いたグラフというか図のところをごらんください。この図は、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございますが、現在の24区で区長が関与できる予算には、区役所が直接管理して区の判断で使える予算として、濃い網かけの部分ですが、これが24区全体で約82億円というふうになっております。また、これ以外に、上段の点線の四角囲み、吹き出しのついていっているところでございますけども、これは、各局が管理している予算のうち、区長がその使い道などについて局に対して指示したり命令したりできる、いわゆる区長が間接的に関与できる予算、これは通称区CM予算というふうに呼んでおりますけども、これが24区合計で約159億円あります。

これが、右側の総合区設置後では、総合区長が直接管理して使える予算額としては、八つの総合区全体で約226億円となり、また、局から総合区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行できる予算が約58億円になるというふうに試算しています。

なお、このイメージ図では左と右でそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中から区に関する予算の部分のみを抜き出してお示ししているためでございます。総合区になることによって、大阪市全体の予算が増えるということではございませんが、これまで局が担っていた仕事を総合区に持ってくることにあわせてその予算も区に移してくる、このことによって市全体における区の予算の占める割合が総合区設置後は増えるということをお知らせしたものでございます。

恐れ入ります、19ページのところに戻っていただきまして、先程のところ、真ん中の①のところでございますけども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になるというふうに考えております。また、その下ですけども、現状においても、インセンティブ制度ということで、例えば区役所の方で土地売却とか広告収入など独自の努力により獲得した財源がある場合は区の支出に使えると、区で使えるという制度を設けておりますけども、総合区におきましても同様にこういったインセンティブ制度を活用して確保した歳入については区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情やニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスが実現できるものと考えております。

次に、20ページの中程の②の総合区長の予算意見具申権の充実をごらんください。現状では、法制度上、区長は予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対しまして、総合区制度では法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というものがございます。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見を交換する仕組みとして整備をしております。また、各局が所管する仕事であっても住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称サマーレビューと書いております、これは夏場に事業を検証するという意味でございまして、こういったサマーレビューを設定することをはじめといたしまして、戦略会議など市全体の方針策定の場合も

総合区長が直接参画できるようにしてまいります。さらに、予算編成段階におきましても総合区長が直接説明していく場なども設定することとしております。

続きまして、その下の「③予算の「見える化」をさらに充実」のところでございますけれども、それぞれの総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるものと考えております。

以上、19ページから20ページにかけてが、総合区予算の仕組みについての説明となります。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表のところをごらんください。現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が各局の局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しています。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することとなります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について濃いグレーの網かけでお示ししています。

表の下をごらんください。矢印で効果と記載しておりますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応ですとか、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕であったり、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなど、こういったことが可能になるのではないかと考えております。

その下の図は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていくといった施設管理の効果のイメージを参考事例としてお示したものでございます。

総合区の財産管理についての説明は以上です。

次に、同じく21ページの下のところの、「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコスト、これが約62.7億円、また設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円というふうに試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務の移管などに伴い発生する大阪市のコンピューターシステムの改修経費ですとか、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについての説明は以上です。

22ページの方をごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であること、これらのことを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどとするとしております。

総合区設置の日についての考え方については以上です。

また、その下の表でございますが、これは、参考資料といたしまして、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したもの、その下の表は大阪市内の24行政区の人口と面積をそれぞれ表にしてお示ししたものでございます。

次の23ページ以降の内容でございますけれども、ここからは各総合区の概要ということで、総合区ごとの人口や面積、市民利用施設の設置数、また区域内の産業などの特徴についてまとめた形でお示ししております。

本日お伺いしております福島区でございますけれども、25ページの方をごらんください。

第三区（福島区・港区・此花区・西淀川区）ということで、概要ということになりますけれども、例えばページ下のところ、人口・面積のところの表を見ていただきますと、平成27年の人口は約31万7,000人であり、平成47年の将来推計人口では約30万5,000人というふうに見込んでおります。

また、右横の囲みの中に区の特徴として主なものを記載しております。U S J、海遊館等の集客施設のほか、福島地区や「ほたるまち」などの商業地を有しており、工業従事者が多く、工業出荷額や工業地域割合が大きい工業・港湾エリアであること。また、夢洲地区は、現在誘致が進む2025年日本万国博覧会の開催が計画されていること。さらに、ベイエリアでは、夢洲においてM I C E機能、M I C Eとは国際的な会議や展示会、見本市などのことでございますが、国際的なエンターテインメント機能などを備えた国際観光拠点形成に向けた取り組みが計画されていること、また、舞洲では大阪を拠点とするプロスポーツチームである大阪エヴェッサ、オリックス・バファローズ、セレッソ大阪の活動拠点を核として、スポーツアイランドが形成されていること、こういったようなことを特徴として挙げております。

総合区、第三区の概要についての説明は以上でございます。

大変長時間に及びましたが、総合区素案についての私からの説明は以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

（司会）

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますのでお聞きください。

一つ目でございますが、ご質問等に関しては総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いしたいと存じます。総合区制度や素案と関係のないもの、あるいは政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきました

ら、私の方で指名させていただきます。お座席まで担当がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、必ずマイクを通してご発言くださいませ。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をまずは受けたいと存じますので、質問の方ですけれども、発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願い申し上げます。また、私の方から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

四つ目でございますが、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじなど、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

最後でございますが、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しております。音声等も流れておりますので、その点をご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、これよりお時間の許す限り皆様方からご質問の方をお受けしたいと存じます。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

そしたら、左ブロックの後列の、すみません、まずは真ん中の、はい。マイクをお持ちします。

(市民)

あのね、総合区の説明は、私、大体、総合区というもんは、私、基本的には賛成なんです。大阪24区を8区にするというのは行政のスリム化やから、大賛成なんです、基本的には。そやけど、今の説明を聞いておったけどね、司会の人も別に、一生懸命やってくれておんのは分かるんですよ。けども、この書いてあるのを棒読みするぐらいやから、聞いてとってもやけど、なかなか1回聞いたぐらいじゃ理解できないんじゃないですか。区長も余り理解……。区長はもう理解してはると思うから。そやけど、私ら聞くもんにとっては、これですぐ理解できるかというて聞かれたら、理解できないですよ。そやけど、基本的には私は総合区という——特別区というのはどういうふうに説明してくれるんか、またこれは後日になるんかそれは分かりませんが、比べようがないからね、特別区より総合区の方がいい、総合区より特別区の方がいいという判断、私らにはできないですよ、今、ここでは。説明聞いてないんやから。もしやるのであれば。総合区しかないんであればそれはこれで大体分かりますけどね。説明だけ。やから、こんな説明したぐらいではなかなか理解できないんじゃないですか、皆。私でも理解できませんよ。そやけど、基本的には私は総合区でも特別区でも賛成なんです。行政をスリムにするということに関しては、皆賛成なんです。それでなかったら、だんだんだんだん人口とかいろんなもんが減少する場合もあるし増える場合もあるし、やっぱり市役所、区役所の機能がどんどん低下しておると思うんです。市役所、市であつたら分かります。わしらはつきり言うて吉村市長を8人つくった方がいいと思うておるんです。そしたらよりスムーズに事が運びますんで。24区を吉村市長が面倒見るの大変ですわ。区長になっても同じですわ。区長が市長になっても同じですわ。こんな大きな市を1人の市長が面倒見れないです。そやから8人の吉村市長が

八つの区をちゃんと統合するということの方が、私、合理的だと思うておるんです。前から思うておったんです。それでなかったら、住民サービスがきめ細かにできないじゃないですか、はっきり言うて。

区長、ここへ来ておられるから、私ちょっと、これ余り総合区に関係ないかどうか分からんけど、私、ここのとこの江成公園のあれと、それから吉野公園に公園のトイレあるじゃないですか。あれね、昔ものすごい汚かったんですよ、真っ黒け。それで……

(司会)

すみません、ちょっとまとめていただけます。ほかにも手挙げておられた方がおったんです。それはご意見として伺っておいてよろしいですか。

(手向副首都推進局長)

基本的にご意見やったと思うんですけども、市民の皆様がこれだけで分かるのかという点につきましては、そもそもこういう総合区あるいは特別区という大都市制度改革に取り組んでいくということ自身が十分まだ目に届くところまでいっていないという声もあると思いますし、こういうふうに説明会を開いたとしても、きょうの資料、これは、できるだけ私ども、区民の、市民の皆様が何となくイメージできるようにこういうイメージ図とか、総合区効果みたいなことをイメージ図も用いながら分かりやすくつくってるつもりではおるんですが、これが1回だけで済むのかというのは仰る部分もあるかも分かりません。

広報自身はこれから、せんだっての議会でも、もう少しこういう取り組み、総合区に取り組んでるということを市民の皆様にしっかり知ってもらわなあかんのじゃないかというご意見もいただいております、区政だより、あるいは市政だよりといった媒体も使いながら、きっちりこういう取り組みをやっていくということについても気づけて広報できるようにやっていきたいと思っております。

(市民)

もう一つね……

(司会)

ちょっとお待ちください、ほかに手を挙げておられた方が。またお時間あったら当てさせてもらいますんで。

そしたらその2人横の方、お願いします。

(市民)

長い説明ありがとうございました。私、2年前にも都構想の、総合区とは違うけれど、都構想、賛成か反対かということをやって、やはり24区そのままがいいという声があったと思うんですね。だから、どこからこんな総合区というのが出てきたのかなというのがまず疑問なんです。これ、やっぱり役所が勝手に考えてるんじゃないかと思っております。

それと、人口減少、大阪がなって、予想って見ましたけども、これは住民が住みにくい大阪市になってるのではないかと思います。大阪市は今、成長戦略ということで、I

Rやカジノやそういう、どうしてももうかるかということばかりに頭がいつてられるようで、私としては子どもたちが安心して育ち、それでお父さん、お母さんも働きやすい大阪市にしていくべきだと思うんです。その辺の予算がやっぱりなくなっていつてる。例えば高校をどんどん減らすとか、そういうことをされるから人口が減少してるのではないかと。それが総合区になったからといって、解消、問題が解決するとは思えないんですね。そういう意味で、やはり24区そのまま。やり方というのは、確かにいろんな大阪に持つていくのに区で考えなあかん、大阪に持つていかなあかんというのは、それは制度の問題であって、大阪がその辺をちゃんと合理的にされたらきちっと大阪に意見が届くと思うんです。何ももうかることばかりじゃなしに、住みやすい大阪、住みやすい福島区にしていきたいというのが私の要望です。

(司会)

すみません、ご意見として、はい。

(手向副首都推進局長)

ご質問ありがとうございます。ご意見やったのかも分かりませんが、少し、なぜこういう総合区制度というのが出てきたのかというのが最初の方にあったかと思しますので経緯を説明させていただきますと、2年前の5月に特別区の住民投票、確かにこれが否決ということになりましたので、当時5区の特別区をつくると言っていた案についてはもうなくなったということです。ただ、同じ年の暮れに、知事選あるいは大阪市長選のダブル選がありましたけども、その時に、大阪が今抱えてる課題、それはきょうの冒頭のところでも申し上げましたが、そういう課題はまだ解決してないということで、その課題解決のために再度チャレンジさせてほしいということで、今の吉村市長と松井知事が誕生したという経緯がございます。そこでは特別区に再チャレンジということではございましたが、ただ、今は地方自治法に基づいてこういう総合区という制度もできる、現に議会の方からもいただいた意見の中には、特別区までいかななくても総合区制度で今、大阪のそういう課題というのは一定クリアしていけるのではないかとというご意見もあったと。そういう状況を踏まえて吉村市長、松井知事のもとでは、市長と知事は特別区がええという考え方ですけども、一定総合区でいいんじゃないかという考えも踏まえて、二つの制度案をきっちり行政としてつくって、それについて最終的に市民にご判断いただけるように、こういう改革を進めていこうということで今、進めてる訳でございます。もちろん例えば特別区を導入しようとするれば府議会、大阪市会両方で可決もされないとは駄目ですし、最終的にはまた住民投票という手続も必要です。そういう意味ではきちとしたプロセスにのっとって進めていく必要のある改革でございます。総合区制度は大阪市の条例だけで取り組めるということですが、考え方としては、片一方は住民投票が必要な特別区制度とこの総合区制度、どちらがいいのかはこれは市民の皆様判断いただけるようにしていきたいということです。

それから、総合区制度を導入することがどう人口減少等の大阪が抱える課題に結びつくのかということでございますが、今、大都市制度改革で一つめざしていこうとしてるのは、長期にわたって落ち込んできたこの大阪の経済シェアなり、あるいは人口が減少してると

いう状況の中で、やはり大阪を成長させて少しでもにぎわいをつくっていく、そのことによって税収も確保できますし、雇用の場の確保などで、結果的にこれが市民サービスにつながっていくということでございます。やはり、大阪を現状より少しでも発展させるという取り組みなくして市民サービスの維持・拡充というのはできないという思想のもとで取り組んでおります。この総合区制度についても、そういう意味では、総合区制度のもとで副首都推進本部会議などを活用しながら大阪の都市機能を整備して、それに基づいての成長をめざしていくという取り組みでございます。

以上です。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら右のブロックの、すみません、先に手挙げられたんで、後ろから3番目の、今、チェック柄を着てる、はい。もう一度、手挙げてもらえますか。

(市民)

前回の橋下市長の都構想の時にしっかり聞かせてもらって、ほいで今度のこのセミナーでどんだけ変わってるんだろうと思うて実は寄せてもらったんですわ。ほんで、橋下市長の時ははっきり言うて、この物件としてはこんだけの無駄を使ってるんですよと、皆さんどう思いますかと、これをなくそやないかというて懇切丁寧に分かるように話ししてもらったですよ。今回のは残念ながらね、仕組みをさあっと話してて、一番最初話してもらった方が分からんというて、確かにその通りなんですよ。漠然とね。だから一つ一つ、こういう問題でこれを解決するとこんだけメリットありますと、しかしデメリットも確かにありますと、それは市民の皆さん我慢してくださいと、こういうふうに損得勘定で訴えてもらおうと分かりやすいんです。例えば13ページにある自転車撤去。これはこんだけ莫大な金使うてるんですよと、皆さんの意識一つでこれをなくすことができるでしょと、こういうふうにしておいてくれたらみんな分かると思うんですよ。それを、こういうふうな仕組みしますよと。仕組みしはってどんだけ効果あるかというのが皆さん全然分からないんですよ。せやからそれを皆さん聞きに来てるんですよ、はっきり言いまして。だから数字にしてあらわしてもらいたい。そうしたら一番はっきり分かるんですよ。それに対して将来的にデメリットもこんだけあるけど、このデメリットを皆さん我慢してくださいというふうに言うてもらえばいいんですよ。ええとこだけをすらっと言うても信用できないですよ。確かにプラスもありやマイナスもあるんですよ。それをどちらをとるかは住民の皆さんの考えなんですよ。それを理解したってください。

それと一つ、10ページのこども・子育て支援、これがあります。これよりも一つ深刻な問題が子どもの貧困化ですね。それが、子ども食堂、これは基本ボランティアでやってるんですよ。ほいで、子ども食堂にみんなが、子どもが集まって食事をするんですよ。

(司会)

すみません、お父さん、ほかにも手挙げてた方がおられたんで、ちょっとまとめていただければ幸いなんですけども。

(市民)

あとこれ一つだけです。これに対して大阪市は支援できないんですか。といいますのは、シングルマザーがようさん増えてますから、こういう子どもが多くなると思うんですよね。これは深刻な問題と思うんです。それをちょっとお答えできませんか。以上、終わります。

(司会)

すみません。よろしいですか。すみません、今回、先程も冒頭申し上げました通り総合区素案に関する——説明の仕方がなかなか分かりにくいというお叱り、ご意見、それは承ったんですけれども、今仰った部分のシングルマザーの部分については今の市の施策の話だと思うんで、私たちが今お答えできかねることなんで、また別の機会だと思うんですけれども、すみません。

ほかに。すみませんが……。

(手向副首都推進局長)

少しお金の話も入ってないから理解がしにくいというご指摘いただきました。橋下前市長が説明された時には確かにいろいろな、当時はスライド用いて過去の無駄の話とか、府・市が統合することによりこういう効果が出るというような資料も使った上で説明はしておりましたけども、それというのは、要は改革の必要性のことを当時説明してました。きょう最初に申し上げましたように、去年実は24区で説明させてもらった時には、両首長、吉村市長と松井知事も出てきてもらって、特になぜこういう取り組みをするに至ったかという説明は丁寧にやらせてもらったところなんですけども、今回は、そういう流れの中で総合区制度素案というのをつくったということで、その素案の中身を中心に説明ということになってしまったのでどうしても仕組みの話なので分かりにくかったと思います。

ただ、総合区制度というのは、基本的に中之島で持ってる権限を皆様の身近な総合区役所、区役所側にできるだけ仕事を持っていくことによって、市民の身近な、市民の皆様に近いところで声を、いろいろなニーズを把握して、その地域ごとにそれぞれ優先課題を決めて物事を決定していくという、そもそもが仕組みの話になります。それによって具体的に、ではどういう事業が変わってくるかというのは当然その区ごとによっても違うでしょうし、その時の新しい総合区長さんがニーズの把握をして、あるいは意見を聞いて決定していくということです。今の段階で総合区導入することによってこの事業がこう変わりますということをちょっと明確に申し上げることができないので、イメージという形でこういう施策効果が期待できるのではないかという言い方で今回はさせていただいたところでございます。求められてる部分とちょっと違うような内容の説明やったかも分かりませんが、私どもとしてはそういう形できょうは説明させていただいたというところで、ご理解いただければと思っております。

(司会)

すみません。そしたら今の方の前の水色の、はい。座っていただいて結構でございます。

(市民)

すみません。私、あほなんかどうか分からへんのですけど、どこにも書いてないからお聞きするんですけども、特別区の際は市長さんがいなくなるということで、そこで選挙をされて区長さんというか、選ばれるということでしたけど、今度の総合区の場合は誰が選ぶんですか、区長さんを。議会、総合区議会とありますけど、その議会の制度はどんなふうになるんですかね。今、福島区やったらどうか。

(司会)

分かりました。

(市民)

そこら辺。

(司会)

まずそれ、お答えさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

総合区長の選び方というのを確かに明確に書いてる部分はないんですが、大阪市は残るということ、大阪市存続した場合の制度ということをお願いしたいと思います。選挙で選ばれる人間というのは基本的に市長と今までどおり議員さんだけです。総合区長というのは大阪市でいう副市長とかと同じ特別職という位置づけになりますので、それは議会の同意も必要になるという意味では今までの区長さんよりも、ちょっと言葉は悪いですけど格付が、法的な格付もきちっとしたポジションになるんですが、その人をどう選ぶかは基本は市長が選ぶと。例えば今の区長さんは公募制度を使って公募で選ぶという仕組みですし、それ以前は行政職員の中から普通に任命して区長につけると。今度、新しい総合区長さんを今までと同じ公募のやり方をするのか別のやり方するかというのは、それはまた市長が考える話ですが、基本的には選挙ではありません。今は……

(市民)

市長が選ぶと。

(司会)

市長が。

(手向副首都推進局長)

総合区長はいうても市長の部下なんです。だから、そういう意味では任命責任もありますし、基本的に市長が適任と思う人間を選ぶんですが、ポイントは今までの区長さんよりも特別職ということでより重い職につけると。総合区長さんが特別職になると地方自治法の中でもちょっと特別な扱いになりまして、議員さんとかとも、市長とも一緒なんですけど、不適任やと思えば例えば市民さんが一定の署名集めてやめてもらうべきやとかいう、そう

いうリコール制度の対象になったりもします。それだけ部下も多くなりますし権限もありますしお金も使えるということで、そういう位置づけは重くしてますけども、あくまでも任命職です。

もう一点、議会の方は、大阪市議員さん自身は当然変わりません。変わらないんですが、今は24区単位でそれぞれ選出ということになりますけども、その点は新しく総合区という形で合区になりましたら、少し選ばれる単位というのは基本的に変わる。だから福島区で選出ということじゃなしに、ここやったら第三区選出というのが基本的な考え方になってきます。

(司会)

そしたら、ほかにご質問のある方。

すみません、そしたら右のブロックの、こちらの列のチェックの柄を着られてる、はい。

(市民)

10ページなんですけれど、一番問題な期待される効果という部分があるんですが、その中におきまして、例えば樹木の剪定のより迅速かつ細かい対応が可能だとか、自転車なんかの撤去回数の見直しなどより迅速かつ細かい対応が可能だと、向上が期待されると、期待されるとか可能となってますけれど、これは期待されないとか可能でないということもあり得るということなんですか。

それとですね、こういうこの程度の、この程度というたら悪い、こういうことは今の行政ではできないということなんですか。ちょっとそれだけお聞きしたい。

(司会)

ありがとうございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。今が全くできてないということじゃございません。例えばこれ、工営所とか公園事務所でやってることをご存じな方は直接工営所とか公園事務所なりに言われたら、それは工営所も直接市民の方からそういうのがあれば動いてくれます。ただ、やっぱり区役所の方に言うてこられる場合もございますんで、その場合は、区役所の方が一旦お聞きして現場を見に行ったりとかして、工営所行ってこんな声があったから対応してもらえますかということで、その分、受けてから、組織が大阪市の中なんですけど部署が違うということで、そこで一旦調整をして対応してるということもありますんで、これが区役所になりますと区役所として意見をお聞きして区役所として対応するということになりますんで、今と比べてその辺のスピード感とかきめ細やかさとかいうのが出てくるであろうというふうなことで、可能という言い方がどうなんだというご意見をされてますけども、そういうふうなことで期待される効果ということで書かせていただいております。

(司会)

すみません。ほかにご質問。

そしたら、すみません、ごめんなさい、左のブロックの今お手を挙げてる、はい。マイクをお持ちさせていただきます。

(市民)

一番最初の方も言われましたけれども、やっぱり聞いていてよく分からないというのが率直なところですよ。それで、三つも四つも行政区が一緒になって何で利便性や住民サービスがよくなるというふうに、あっちこっちで書かれてますけどね、その辺がもう全く説得力のない説明だったかなというふうに思うんです。

一つ疑問だったのが、総合区になることによって、地域、各区やね、各区による施策、行政に格差が生まれてくるんじゃないかなというすごい疑問を持ちましたので、その辺、ちょっと分かりやすくご回答いただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

まず、総合区長のところに持ってくる仕事というのは基本的に市民の皆様に身近な業務ということをおっしゃるんですが、ただ、市長のところ、あるいは局のところには、大阪市全体を見てバランスをとってやらなあかん事業というのは市長、局の業務で残ってます。例えば給付事業、幼児教育無償化でありますとか医療費助成、あるいは敬老パスのような事業というのはやはり大阪市域全体を見て統一的な基準でやる方がいい事業ですので、そういうのは総合区長の権限じゃなしに今回の分担の中でも局の事務となっております。そういう中で具体的に総合区長のところに持ってくる仕事というのは、子育て分野、福祉でも施設の運営といったことをきょうは例示させていただきましたけども、ここでは、当然、大阪市もいろいろな地域で子育て世帯が多い地域もあれば高齢者がかなり高齢化率の高い地域もありますので、その地域ごとに何をまず力を入れてやるべきかというところを限られた予算の中で総合区長が考えながら、声を聞きながらやっていくという仕組みで、結果的に力を入れている分野が総合区ごとで違うというのは、それはもともとこの仕組みのもとでは想定される話です。ただそれが格差かというと、先程言いましたようにベーシックな、生活保護もそうですけど、そういうベーシックな制度というのは大阪市域全体で統一的な基準でやるということになりますので、そういう意味の格差は生じないというふうに考えております。

すみません。合区の必要性みたいな話、三つ、四つがくっついて一つになることによってそれで本当に市民の利便性が向上するのかなという話ですけども、基本的に、今回そういう8区に集約するというのは、局から持ってくる、局が行ってる事務を総合区の判断で行えるようにするというので、それは、ちょっと先程とも重なるんですけども、地域の声を踏まえて近いところで決定できるような仕組みを入れるということですので、総合区長さんに今まで以上、今の区長以上に権限を持てきますので、それは私どもの認識としたら区民の皆様により身近なところで施策を決定できる仕組みというのはサービスの充実というふうに思っております。

ただ、一方で、じゃ今24区で、例えば住民票もそうですし年金もそうですし保健福祉サービスもそうですけども、現に受けていただいているサービスが集約されて遠いところに行かなあかんと、不便になるやないかという部分があればそれはよろしくありませんので、地域自治区事務所という形で今の24区単位に残すことによりまして、そういう今受けておられるサービスが低下することのないような仕組みというのはあわせて入れていってるところでございます。

(司会)

すみません。ほかにご質問。

そしたら右側の列、今真ん中で手挙げられてる眼鏡かけられてる、はい。すみません。

(市民)

お疲れさまです。前回行われました大都市制度についての意見募集・説明会にも、私、ここ福島区民センターで行われましたところで参加したんですけども、そこでも出た意見は何で合区せないかんのかと、24区残してほしいという意見ばかりだったんですけども、それをもとに今回のこの素案というのはつくられてると思うんですけども、この住民の意見というのは反映されていないのではないかというふうに思いました。

また、6ページの、何で8区へ合区するかというのは、市役所から24区、職員配置にコストが莫大にかかり過ぎるから8区にと説明があったんですけども、今のままの制度では全くコストというのはかからないんじゃないかなと思いました。そもそも私たち市民の願いや思いに、これちゃんと聞いてくれた提案になっているのかという意味ではもう本当に、皆さん、分からないとかそういう意見が多数あったんですけども、疑問に残るなというふうに思いました。

(司会)

それはご意見として伺っていいですか。

(手向副首都推進局長)

まず、昨年度、住民の皆様から意見募集・説明会ということで24区開催させていただきました。もちろんそこで出た意見というのは今の24区のままでいいんじゃないかという意見もいろいろいただいたところではあります。私ども、進め方としては、そういう意見募集・説明会を開いて意見もいただいたことを当時大阪市会にも報告させていただきながら、ただ、今の24区のままでは、先程申しました大都市が抱えてる、例えば身近な行政を実現していく住民自治の拡充であるとか二重行政を解消してもう少し都市機能を強化して大阪を成長させていくという仕組みは、この24区体制のままでできないというのが今の市長の認識でもありますので、そのもとで取り組める内容として、一方で特別区がありますけれども、今回は総合区制度について、総合区制度を導入する場合は、24区のままで総合区制度を導入してしまいますと、権限を24区に、今、中之島1カ所でやってるのを24区に持ってくるととてもじゃないですけど人が多くなり過ぎると。そんで、いや、そもそも権限持ってけえへんかったらいいんじゃないかと、今のままでいいんじゃないかというご意見に対

しては、今のままでは、先程言いましたけど、これ以上、住民自治の拡充に限界があるし、これから大阪を成長させるための二重行政の解消という取り組みについても必ずしも最適な仕組みになってないという状況で、今、進めてるところです。

(司会)

すみません。ほかにご質問、おられますか。

そしたら、すみません、右のブロックの前から4列目の通路側の方です。

(市民)

今の将来ビジョン、期待しましてですね。この総合区になりますと、10ページの方に分野がありましたですね、期待される効果というところですね。かなり具体的には書いていただいてるんですが、規模が小さいんです。もっとあるん違うかと私は思うんです。いろんな、今、中之島でやられてる市長権限の分ですね。出先機関もいっぱいありますし。もっと総合区で展開できるん違うかと思うんです。その辺、また将来のビジョンとしまして増えていくんか。総合区役所の方で協議会もありますし、市民の声も聞くシステムになってますんで、その辺から提案されて、これもできる、あれも総合区で受けたらいいん違うかと、そういった将来的な面をちょっとお聞きしたいんです。

(司会)

ありがとうございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。ここの資料に出てる総合区でやる事務が少ないんだよねということのご意見やと思うんですけども、実際ここに書かせていただいてるのは代表的なもんをちょっとピックアップして書かせていただいております、実際にそれ以外に、ほんまに素案という、本来議会なんかで議論するような資料についてはいっぱい局と総合区、これ分野も今四つしかお示ししてませんけども、実際には11の分野にわたって全部局と総合区みたいな事務をばあっと書いて、それから簡単に抜き出したもんということでお示しさせていただいてますんで、実際に総合区に持ってくる事務というのはこれ以外にもたくさんございます。ほんで、仰っていただいた、将来的にそうなってこれで終わりじゃなくて、それ以外にももっと総合区でできるやんということがあれば、それはまた将来に向かっても今局でやってる事務をそれ以外にも総合区の方でどんどんやっていくということは、これは将来的には十分考えられるかなというふうに思っております。

(司会)

すみません。申し訳ありませんけれども、時間が参りましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手の方お願い……

(市民)

ちょっと待て待て、そんなん1人やとかそんなこと言うな。これがほんまにな、市民の

声や……

(司会)

すみません、マイク通してお願いいたします。そしたら、最後のご質問にさせていただきます。

(市民)

あのね、今みんなが言ってる言葉が市民の声やねん。それを、たたっと聞いてさあっと終わって、次は何って違うことばあっと来て、今までから全部そうやと思う。そう違いますか。ほんまに市民の声を聞こうと思うたらここが大事や。それをもうやめときますって。時間か、あんたらは。時間で最後にしてんの。そんなことでええ大阪にならんで。分からんか、そういうことが。わしはちょっとおかしいかしらんけどな。みんな市民の声聞くとかなんとかいうてね、市会議員でも何でも皆言うてくれる。そやけど、ほんまその時「はい、はい」というて、一つもやってくれてへんやん。100言うて一個やな、やってくれんの。そやからそういうことに物すごい腹が立つねん。本当に聞きたいんやったら聞こうや。言わしてくれや。

(司会)

すみません。ここでのお話でもそうですし……

(市民)

ほなここで言うわ。

これは説明やな。決まったことちゃうな。

(司会)

はい、説明です。あくまでも素案の……

(市民)

もう一つ。これするのに、一つね、この区割り誰が決めたん。この区割りを。

(司会)

それに関してお答えさせていただいていいですか。

(市民)

うん。8区、誰が決めたん。

(司会)

決まったということはないですけども、局として、行政案として今お示ししてると。まだ最終的にはね……

(市民)

ほんだらちょっと先言わせて。あのな、福島区の横に淀川という大きな川があんねん、一つ。考えたことある。どこの国でもね、分けていくのは川一つとか山とかきちっとしてあんで。これ何ですか。お金ですか、人間ですか、地面、面積ですか、これはつきりしてほしい。何かやってることがぐちゃや。押しつけがましい。

(司会)

そしたらお答えさせていただきます。

(市民)

はい、してください。

(手向副首都推進局長)

司会からも申し上げましたが、今の総合区案というのは素案という形で行政として案ではつくりましたが、議会では今、並行して議論してるところです。議会に対しましてもこういう24区で行った説明会についてどういう意見が出たかというのは当然取りまとめて報告させていただきます。導入を決めようとするれば最後に、これも説明で申し上げましたが、もう一つの特別区案と総合区制度、この二つを最終的に選んでいただく形というその選び方というのは、まだ具体的に今、こういう仕組みで選んでいただきますということではないんですけども、吉村市長の考えとしては二つの制度案を最後は市民の皆様に選択していただきたいというふうに考えてるところでございます。

それから、区割りにつきましては、7ページのところで区割り検討の考え方というのを示させてもらっておりますが、これは私ども事務局の方で作成して、それから大阪市の区長会の方でもこれについて意見をいただきまして、最後、吉村市長の案ということで、今、案という形では出ておりますが、先程言いましたようにまだ議会で審議中でございますので、最終的にこのままかどうかというのは確定したものではありません。

(市民)

いや、それは分かることやん。そやけどね……

(司会)

すみません、まずはお答えさせてください。まずお答えさせてください。

(市民)

基本を守ってくれいうたんや。どこの国でも川一つで国が違いうんけ。

(司会)

すみません、ちょっと聞き取りにくいんで、マイク。

(市民)

いや、もうよろしいわ。よろしい。

（手向副首都推進局長）

分かりました。区割りについてはさまざまなご意見もあろうかとは思いますが、今回でいいましたら大阪地域30万規模というのを想定する中で、過去の分区の歴史、そういうところも考慮しまして、過去分かれたところはできるだけ一体にする、あるいは30万規模、やっぱり行政の効率性ということも考えればできるだけ同じ規模がいいので、30万の規模の区割りをしようとするればどういう区割りがいいのかという検討の中で出てきたものでございます。

（市民）

最後に一個いいですか。質問ですけど。簡単な質問です。

（司会）

すみません。そしたらもう最後、お願いいたします。

（市民）

はい、すみません。

（市民）

ちょっと待ってください。その最後というの……

（司会）

ちょっとお待ちください。

（市民）

最後は駄目ですよ。皆さん、まだ意見のある人は、ちゃんと最後まで聞かないと。

（司会）

すみません、仰るところも分かるんですけれども。

（市民）

いいえ。あのね、ここは市民の会場ですよ。税金、私たち払うてますから。皆さんも聞くべきですよ、最後まで。

（司会）

はい。それは仰る通り分かるんですけれども……

（市民）

はい。何時までやったって構いませんやん。

(司会)

ほかの区でも同じようにやらせていただいていますので……

(市民)

ほかはほか。

(司会)

いや、そこは同じように平等にやらせていただきたく思いまして。

アンケートの方に——また最後にお話ししようと思うんですけども、アンケートの方とか質問票をお渡しさせていただいてます、確かにきょうでのご質問、あるいはご自宅に帰ってからまたいろんなご質問とか出ると思います、それも含めて書いていただければなというふうに思ってます。

(市民)

はい、分かりました。

(司会)

とりあえず、すみません。今、最後。はい。

(市民)

すみません。私、この前の選挙の時、住民投票の時に、24区の方が、今のままでいいということが多数派だった訳ですよ。このきょうの説明聞いても、その説明した後とか、決める時には総合案か特別区案かどちらかでと仰いましたけど、ということは、それは行政の考え方であって、市民が考えていたその24区制、24区の今のままでいいというところは何でその三択の中に入らなくて二択で選挙させようと、選ばせようとするんですか。そこのところが納得できないんです。

(司会)

はい。そしたらお答えさせてもらいます。

(手向副首都推進局長)

先程の、冒頭、一番最初の方の質問でもあったかと思うんですけども、住民投票で特別区へ移行する案というのは確かに2年前廃案ということになりました。ただ、その後に、今の24区のままでなく、もう一度特別区にチャレンジしたいということを当時公約に掲げられた知事、市長が出てます。

(市民)

そんなこと言うてましたか。

(市民)

もう政界やめる言いはったやん、あの人。

(司会)

すみません、ちょっと。

(手向副首都推進局長)

知事選、市長選でそういうことを訴えて実際当選されました。その後、その通り、もう一度特別区制度にチャレンジするということで、具体的に今取り組みを進めてて、例えば……

(市民)

吉村さん、そんなこと言うてなかったやん。言うてへんで、それ。

(司会)

すみません、まずお答えさせていただきますか。すみません。

(手向副首都推進局長)

そこで取り組むという話の中で、特別区についてもすぐできるのかといえ、当然、議会、大阪市会あるいは大阪府議会の議決を経ないとその特別区設置協議会、今の大都市制度協議会というのも立ち上がりません。そこでまた案をつくって、最後もう一度両議会で議決を受けてさらに住民投票。法的、法にのっとるプロセスというのはやはり踏んでいかないとそれは実現できない話です。ただ、そういうことにチャレンジするということは明確に選挙の時に訴えられたということで、そういう指示のもと、今、取り組みが進んでおります。総合区制度は、最初、先程も言いましたけども、その一つのもう一案としてやはり有力な案として今の大阪市の枠組みを使っていく制度として総合区制度があるので、その総合区制度についても行政として案をつくって最後ご判断いただく。総合区制度自身は最後大阪市会の条例ということになりますので、議決ですね、仮に選択の結果、特別区じゃなしに総合区ということになれば、議決ということで総合区制度に移行することになります。その場合は議会の決定、市長の案だけじゃなしに、当然議会の了解も要するという話にはなります。

(司会)

すみません。いろいろ司会にもありましたけれども、時間に限りがございますので、ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会なんですけれども、他の会場の説明会についてもインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

また、先程もお話しさせていただきましたが、お配りしたアンケート、質問用紙でござ

いますが、そこに、まだ質問できなかった点もあろうかと思しますので、お書きいただきまして、会場出口付近で回収いたします。よろしくお願いいたします。また、1月3日までなんですけれども、市のホームページからでも、パソコンなどご利用の方はご質問いただけるよう受け付けております。いただいたご質問等につきましては、後日、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所等で説明に利用されるなど、ご入用の方はお持ち帰りくださいませ。

それでは、本日はこれをもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。